



# 給付金の支給手続き

## I 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

### (1) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が同じ場合

- 対象者には、令和7年度個人住民税課税団体から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、市区町村に**返信してください。**  
確認書が届く時期は市区町村によって異なります。  
お住まいの市区町村のホームページなどで必ず確認してください。

### (2) 令和6年度課税団体と令和7年度課税団体が転出により異なる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和6年中に転出された方であって給付対象となる方は、令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

## II 個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある者であって、以下のいずれの要件も満たす方

- 令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ  
(=本人として定額減税対象外)
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（扶養親族等としても定額減税対象外）
- 低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和7年度課税団体に対し、申請書に必要な資料を添えて、ご提出ください。

申請に必要な書類や、申請の受付開始時期などは市区町村によって異なります。  
お住まいの市区町村のホームページなどで必ず確認してください。

## その他

「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきたいと願いいたします。

### ◆問合先 税務会計課 定額減税補足給付金（不足額給付）給付係

※内閣官房ホームページ 給付金・定額減税一体措置もご覧ください

不足額給付

検索

給付金・定額減税一体措置

検索

